

令和2年9月18日

関係各位

佐野市介護保険課

**佐野市における踏み台付き手すり貸与の判断について**

介護保険制度につきましては、日頃より格段のご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

踏み台付き手すりの貸与の取扱いについて問い合わせをいただくことから、再検討を行った結果、下記の通りといたしますことをご連絡いたします。

## 記

踏み台付き手すりについては、踏み台部分も含めて保険適用可とする。

## 【理由】

平成12年1月31日老企第34号に「福祉用具の貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされていますが、踏み台部分を含めての保険請求ができるかどうかの最終的な判断は保険者である市町村に委ねられているのが現状です。

また、当市は、昔ながらの土間や玄関等の上がり框が高い家屋が存在し、踏み台付き手すりが日常生活において必須となるケースが少なくありません。現在までに、踏み台部分も含めて保険請求されてきた利用者も多いことから、この踏み台部分について、当市が一律に保険請求を認めない場合、前述の利用者が不利益を被る可能性があるため、既に踏み台部分も含めて保険請求をしているケースについては引き続き認めることとし、新規の者についても認めることとします。

## 【現在、踏み台部分を自費扱いとされている事業所様について】

本年度中（令和3年3月31日まで）は、下表の通り、自費扱いから保険請求への切替期間といたします。令和3年度（令和3年4月1日以降）の貸与分からは「保険請求」とされますよう、手続きの程よろしくお願いいたします。

本年度	既利用者	遅くとも令和3年度には保険請求へと切替
	新規利用者	踏み台部分も含めて保険請求

## 【居宅介護（予防）サービス計画への記載について】

踏み台付き手すりの貸与が必要なケースがある場合は、計画に必要性を明記しておいてください。（例：「住宅改修が行えず、踏み台付き手すりが必要」等）